

第 7 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 29 年 7 月 18 日 (火) 午後 2 時 00 分

場 所 津市一志庁舎 2 階 第 1 会議室

出席 部 会 委 員 6 田口 慶則・7 椋下 保・14 宮本 政春・15 守山 孝之
16 中谷 秀也・17 西森 偉統・18 結城 晉三・20 諸戸 善昭
22 中野 たつ子・23 片岡 真郁

以上 10 名

欠 席 部 会 委 員

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事 務 局 職 員 藤井事務局長・鈴木事務局次長・若松主査

総 合 支 所 久居：加賀担当副主幹 一志：坂口担当主幹 白山：村山担当副主幹
美杉：前山主査

議 事 録 署 名 者 14 宮本 政春・16 中谷 秀也

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出受理取消願について
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 6 号 時効取得による所有権の移転について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (所有権移転)
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (使用貸借)
議案第 5 号 非農地証明願について
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、第7回第2農地部会を開会いたします。</p> <p>議事録署名人を指名させていただきます。14番 宮本委員、16番 中谷委員、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第5号につきまして、事務局から一括して報告願います。よろしくお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページから9ページをお願いいたします。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。</p> <p>番号1から77で、9ページをご覧くださいませようお願いします。合計件数は77件、合計面積は9万2,367㎡、その内訳は田が9万47㎡、畑が2,320㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>10ページをお願いいたします。</p> <p>報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1から3で、合計で件数は3件、合計面積は9,791㎡で、その内訳は田が4,766㎡、畑が5,025㎡でございます。</p> <p>これらにつきましては、相続の届出でございます。</p> <p>なお、現況地目が雑種地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>11ページをお願いいたします。</p> <p>報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。</p> <p>番号1、駐車場用地。</p> <p>番号2、植林でございます。</p> <p>以上、件数は2件で、合計面積は1,077㎡、この内訳は田が600㎡、畑が477㎡でございます。</p> <p>12ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理取消願についてでございます。</p> <p>番号1、これは、平成25年10月28日に駐車場用地で転用届を受理した案件ですが、売買に変更するため、取消願が提出されております。</p> <p>面積は、田で920㎡です。</p> <p>13ページをお願いいたします。</p> <p>報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、一般個人住宅用地。</p> <p>番号2、これは、先ほどの報告第4号で取り消した案件ですが、所有権を移転して駐車場及び進入路用地とするものです。</p> <p>以上、件数は2件、合計面積は畑で1,475㎡でございます。</p> <p>14ページをお願いいたします。</p> <p>報告第6号 時効取得による所有権の移転についてでございます。</p>

番号1、権利者 _____、申請地は畑で1, 068㎡、取得年月日は昭和32年3月1日でございます。

以上、件数はこの1件で、権利者は、当該土地を20年以上にわたり自己の所有地として維持管理しており、取得時効が完成しております。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

事務局から報告がありましたとおりですので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。

事 務 局

議案書15ページ、16ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 _____、面積2万5, 864㎡、渡人 _____、面積1万1, 783㎡、申請地 稲葉町中山_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積714㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 高岡、受人 _____、面積1万8, 962. 06㎡、渡人 _____、面積12万489. 61㎡、申請地 一志町高野大垣内_____、台帳地目・現況地目とも田、面積2, 993㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 大三、受人 _____、面積9, 377㎡、渡人 _____、面積9, 377㎡、申請地 白山町二本木五反田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 013㎡。

これにつきましては、渡人が高齢化のため申請地の所有権を移転し、受人が営農するものです。

次の番号4から番号12までの所有権移転の事由につきましては、同じ事由で、公図混土地のため、登記簿上の用地整理をするもので、番号ごとの説明は省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

番号4、地区 八手俣、受人 _____、面積3, 014㎡、渡人 _____、面積2万308㎡、申請地 美杉町八手俣脇ヶ野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積80㎡。

番号5、地区 八手俣、受人 _____、面積3, 046㎡、渡人 _____、面積2万308㎡、申請地 美杉町八手俣脇ヶ野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積176㎡。

番号6、地区 八手俣、受人 _____、面積2万671㎡、渡人 _____、面積2万308㎡、申請地 美杉町八手俣脇ヶ野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 399㎡外1筆、合計面積2, 160㎡。

番号7、地区 八手俣、受人 _____、面積3, 285㎡、渡人 _____、面積2万308㎡、申請地 美杉町八手俣脇ヶ野_____、台帳地目・現況地目とも田、面積69㎡。

番号8、地区 八手俣、受人 _____、面積1, 628㎡、渡人 _____

__、面積2万308㎡、申請地 美杉町八手俣脇ヶ野____、台帳地目・現況地目とも田、面積140㎡外4筆、合計面積1,527㎡。

番号9、地区 八手俣、受人 _____、面積2,461㎡、渡人 _____、面積2万308㎡、申請地 美杉町八手俣脇ヶ野____、台帳地目・現況地目とも田、面積781㎡。

番号10、地区 八手俣、受人 _____、面積1,697.87㎡、渡人 _____、面積2万308㎡、申請地 美杉町八手俣脇ヶ野____、台帳地目・現況地目とも田、面積544㎡外1筆で、16ページのほうに移りますけども、合計面積1,321㎡。

番号11、地区 八手俣、受人 _____、面積2,770㎡、渡人 _____、面積2万308㎡、申請地 美杉町八手俣脇ヶ野____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,831㎡外2筆、合計面積3,282㎡。

番号12、地区 八手俣、受人 _____、面積3,005㎡、渡人 _____、面積2万308㎡、申請地 美杉町八手俣脇ヶ野____、台帳地目・現況地目とも田、面積442㎡。

以上、件数は12件、合計面積は1万4,558㎡、このうち田が1万3,844㎡、畑が714㎡でございます。

いずれの案件も、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。
1番、お願いします。

棕下委員 7番、棕下でございます。去る7月7日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員、事務局職員、私とで現場を見てまいりました。場所は_____から北へ約250mのところでございます。事務局の説明のとおりで何ら問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。
2番、お願いします。

片岡委員 すみません、23番の片岡でございます。7月7日に守山会長、宮本委員、私、事務局2名、地元推進委員と立ち会った結果、事務局から説明ありましたとおりでございますので、その点十分ご審議いただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。
3番、お願いします。

中谷委員 16番、中谷です。7月7日に西森、中谷両委員と地元推進委員、総合支所の担当者2名で確認をしてまいりました。場所は_____沿いにある_____南側に広がる水田地帯のほぼ真ん中あたりにあります。事務局の説明どおりで

何ら問題はないかと思しますので、よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
4番から12番、よろしくをお願いします。

結城委員 18番、結城です。それでは、たくさんありますので。それでは、4番から次のページまで全部言わせていただきます。
まず、4番で7日の日に事務局、私、地元推進委員とで現地の確認をいたしました。事由としては道路改良工事につき、登記簿の用地整備のためということで、代表の_____に3条移転をするということでございますので、よろしくをお願いしたいと思います。
それから、あとは同一案件でございますので、以上です。

議長 それでは、地元委員からの説明がございましたので、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について議題とします。
事務局、説明願います。

事務局 議案書17ページをお願いいたします。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。
番号1、地区 栗葉、申請者 _____、申請地 庄田町西川原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積515㎡。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は202.12㎡、パネル同士が日影になるのを避けるため、間隔を広目にとったことから、設置率は転用面積の39.2%になります。
なお、当該申請地は、_____との共有名義になっていることから、この申請は、_____の持分2分の1についての申請で、これとは別に、_____の持分2分の1につきましては、議案第4号で農地法第5条第1項の規定による許可申請が提出されております。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号2、地区 波瀬、申請者 _____(株)代表取締役 _____、申請地 一志町波瀬南山_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積460㎡。
これにつきましては、平成25年4月ごろから申請地を駐車場及び集出荷場

施設用地としており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、農用地区域内農業用施設用地になります。

番号3、地区 波瀬、申請者 _____、申請地 一志町波瀬廣垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積343㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は187.2㎡、設置率は転用面積の54.5%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 高岡、申請者 _____、申請地 一志町高野上野 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積114㎡。

これにつきましては、平成3年ごろから申請地を居宅敷地と一体利用としており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 大三、申請者 _____、申請地 白山町二本木野田 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積439㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は499.2㎡、設置率は、申請地の実測面積が936.96㎡であったことから、転用面積の53.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は5件、合計面積は1,871㎡、このうち田が343㎡、畑が1,528㎡でございます。

いずれの案件も、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

棕下委員 7番の棕下でございます。これも去る7月7日に諸戸部会長、田口委員、地元推進委員、久居総合支所職員、私とで確認をさせていただきました。場所は、_____より西へ約100mのところでございます。事務局の説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えますので、よろしく審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。
2番、3番、お願いします。

宮本委員 14番、宮本です。_____の入り口のところで既に転用されていたようでございます。一志総合支所の職員2人、守山会長、片岡委員、私、地元推進委員の立ち会いのもとで確認をしてまいりました。現況追認のような感じでした。これが2番です。

3番についても2番の後に現地確認しております。場所は_____で相当荒れている農地になっています。地権者は現在、他所にお住まいのようですが自らが事業主となり、太陽光発電施設を設置すると説明がありました。その際、フェンス設置に伴う質問もさせていただきました。何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
4番、お願いします。

片岡委員 すみません、23番の片岡でございます。7月7日に守山会長、宮本委員、私、事務局、地元推進委員と立ち会いの結果、事務局から説明のありましたとおりでございますので、十分ご審議いただきたいと思っております。

議 長 ありがとうございます。
5番、お願いします。

中谷委員 16番の中谷です。7月7日に西森、中谷両委員と地元推進委員と総合支所職員で確認をさせていただきました。場所は_____の北側になり、耕作はされておらず、進入路の利用もないような畑地でした。あとは事務局の説明どおりで、何ら問題はないかと思っておりますのでよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
ただいま地元委員の説明がございましたけど、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思っております。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定したいと思います。
続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。事務局、説明願います。お願いします。

事 務 局 18ページ、19ページをお願いします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
番号1、地区 久居、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 戸木町八丁山_____、台帳地目・現況地とも畑、面積300㎡外4筆、合計面積2,054㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は590.4㎡、設置率は、土地が不整形でありますことから、転用面積の28.7%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。
番号2、地区 久居、受人 _____、渡人 _____、申請地 久居元町西浦_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積426㎡。
これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を庭園用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町中山 _____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積201㎡外2筆、合計面積957㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、植林しようとするものですが、昭和60年ごろ既にこの目的で転用されており、渡人から始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 栗葉、受人 _____、渡人 _____、申請地 稲葉町上鴻野 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積356㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 高岡、受人 (有) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 一志町高野大垣内 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,255㎡外1筆、合計面積4,650㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を牛舎建築用地とするものです。

農地区分は、農用地区域内農業用施設用地になります。

番号6、地区 高岡、受人 _____、渡人 _____、申請地 一志町高野上野 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積52㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を進入用道路とするものですが、平成3年ごろ既にこの目的で利用されており、受人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 石名原、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町石名原瀬ノ原 _____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積191㎡外1筆で、19ページになりますけども、合計面積481㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を一般個人住宅用地及び資材置き場用地とするものですが、40年以上前に既に転用されており、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川上、受人 (株) _____ 代表取締役 _____、渡人 _____、申請地 美杉町川上西ヶ広 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積1,638㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は489.6㎡、設置率は、土地が不整形でありますことから、転用面積の29.9%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 丹生俣、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町丹生俣祢宜平 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積505㎡外1筆、合計面積924㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地をバイオエネルギー用資材置き場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 丹生俣、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町丹生俣祢宜平_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積416㎡外3筆、合計面積1,167㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、申請地をバイオエネルギー用資材置き場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 下之川、受人 _____、渡人 _____、申請地 美杉町下之川北小坪谷_____、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積9.91㎡外2筆、合計面積1,228.91㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、バイオエネルギー用資材置き場用地とするものですが、申請地は20年程前に植林されており、渡人から始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は11件で、合計面積は、1万3,933.91㎡、このうち田が8,627㎡、畑が5,306.91㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、2番お願いします。

田口委員

6番、田口です。去る7月7日に現場を見てまいりました。地元推進委員、会長、部会長及び事務局とで行きました。場所は_____から南へ約50mのところですか。何ら問題ないと思います。

次、2番は_____から南へ200mぐらいのところですか。これも事務局、地元推進委員、棕下委員、私、諸戸部会長と見てまいりました。これも何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。

3番、4番、お願いします。

棕下委員

7番、棕下でございます。3番でございますが、7日に部会長、田口委員、地元推進委員、事務局職員とで見えてまいりました。場所は_____から北へ約300mのところでございます。事務局説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えます。

それから、4番でございますが、これも7日に部会長、田口委員、地元推進委員、事務局職員と見てまいりました。場所は_____から北へ約100mのところでございます。事務局説明のとおり問題はないと考えますので、よろしくご審議願います。

議 長

ありがとうございます。

5番、6番どうぞ。

片岡委員 すみません、23番の片岡でございます。5番、報告させていただきます。7月7日に守山会長初め、宮本委員、私、事務局、地元推進委員、立ち会いのもとで現地を確認しました。_____は既に大きな_____経営をしております。既存の施設を隣接地に増築されるということになります。

それから、6番ですけれども、事務局の説明どおりでございますので、何ら問題はないと判断をしております。どうかよろしくご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
7番から11番、よろしくをお願いいたします。

結城委員 18番、結城です。それでは、7番から説明します。7日に地元推進委員と事務局で現地確認をいたしました。_____については建物が現在も建っておりますので、これを利用して住居として、現在住んでおられます。_____については資材置き場ということですのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、8番、これは7日に会長、部会長、私と美杉の事務局と地元推進委員と現地を確認いたしました。渡人は申請地の管理ができず、受人は太陽光発電設備の設置をしたいと。近隣には被害を及ぼすことのないよう、申請地を取得したいという、太陽エネルギーをしたいということでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

9番の八手俣ですが、当該地を借り受けしてバイオエネルギー用の資材置き場です。

それから、10番の丹生俣については、これも資材置き場となっておりますが、これは現在、申請地に木、お茶、草が茂っております。それは整理をして、それをその場へ置くと。資材として置きたいということでございます。

11番の下之川も同じことでございますが、バイオエネルギーの資材置き場として使用したいということです。よろしくお願ひします。

以上です。

議長 ありがとうございます。
地元委員さんに説明をいただきました。ありがとうございます。
皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は許可することに決定したいと思います。

引き続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）を議題とします。

事務局、説明願ひます。お願ひします。

事務局 議案書のほうは20ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。

番号1、地区 栗葉、借人（株）_____ 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 森町前川原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積497㎡外2筆、合計面積669㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に10年間の使用貸借権を設定し、申請地を事業所用の駐車場用地とするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、借人 _____、貸人 _____、申請地 庄田町西川原_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積515㎡。

これにつきましては、議案第2号、番号1でご審議いただきましたが、_____の持分2分の1について、双方で20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、議案第2号でご説明させていただいたとおり、202.12㎡、パネル同士が日陰になるのを避けるため、間隔を広目にとったことから、設置率は転用面積の39.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 八ッ山、借人 _____、貸人 _____、申請地 白山町山田野福岡前_____、台帳地目・現況地目とも田、面積723㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は374.4㎡、転用面積の51.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件で、合計面積は1,907㎡、このうち田が723㎡、畑が1,184㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局から説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。1番と2番をお願いします。

椋下委員 7番、椋下でございます。これも7月7日に諸戸部会長、それから田口委員、地元推進委員と、それから事務局職員と私とで見てまいりました。場所は_____の西約50mぐらいのところございまして、事務局の説明のとおりでございます。何ら問題はないと考えますのでよろしくご審議願いたいと思います。

それから、2番でございますが、これも7日に行ってまいりましたんですけども、事務局の説明のとおりでございます。4条の1番と同じ場所でございます。何ら問題はないと考えますのでよろしくご審議願います。

議長 ありがとうございます。
3番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。7月7日に中谷委員、地元推進委員、業者と、事務局、

私というメンバーで現地確認をさせていただきました。場所なんですけど、____の北側に____があるんですけど、その川を挟んだ前ぐらいになるんですけど、結構、そのあたり、太陽光があるような場所になってきています。その場所でやるということで。現況なんですけど、管理された田んぼというような形ではあるんですけども何もしていないという状況で、田んぼの一番端というような感じなので、何ら問題ないと思います。あとは、事務局の説明どおりということでよろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。
ただいま地元委員より説明がありました。皆さんからのご意見をお伺いしたいと思います。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。
事務局、説明願います。お願いします。

事務局 議案書21ページをお願いいたします。
議案第5号 非農地証明願についてでございます。
番号1、地区 石名原、願出者 _____、申請地 美杉町石名原越知____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積446㎡。

これにつきましては、提出されております平成29年度固定資産課税台帳記載事項証明書により、申請地には、昭和51年に床面積154.8㎡の倉庫が建築されていることが確認できます。

このことから、申請地は、農地以外の用に供され20年以上が経過している土地であり、これは、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えないものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明がありました。地元委員のご意見を伺います。

結城委員 18番結城です。1番について説明します。事務局と地元推進委員と現地を確認いたしました。昭和51年ごろに倉庫が建っています。願出者は農地の変更手続を忘れて現在に至っていると反省を示しておられました。写真の添付もされておりますので、何ら問題はないと思います。

議長 それでいいです。ありがとう。よろしいですか。
それでは、地元委員からの説明がありました。皆さんからのご意見は。よ

ろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それではお諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については証明することに決定したいと思います。

次に、別冊ですけど、お配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

資料の2枚目、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、久居地区をご覧ください。田の賃貸借、使用貸借で3万694㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,428㎡、契約件数は23件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借で3万3,571㎡、畑の賃貸借で1,587㎡、契約件数は12件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で1万4,312㎡、契約件数は9件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で8,972㎡、畑の使用貸借で59㎡、契約件数は6件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて8万7,549㎡、畑の集積が賃貸借、使用貸借で7,074㎡、合計契約件数は50件、合計面積は9万4,623㎡となっております。

次に、認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は久居地区で15件、一志地区5件、白山地区5件、合計25件、合計面積は7万3,408㎡でございます。

なお、今回の利用集積計画のうち、件数で50%、面積では77.6%が認定農業者に集積されております。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、3枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございますが、今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件がございますので、ご審議いただくに当たりまして、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。今回の案件のうち、初めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議を願

ます。
まず、整理番号12番についてです。
_____委員、退室願います。

< 退 室 >

議 長 それでは、皆さん、この1件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。それではお諮りします。ただいま審議をいただきました1件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、市長に進達することにいたします。
では、入室してください。

< 入 室 >

議 長 次に、整理番号45外5件についてです。
_____委員、一時退室願います。

< 退 室 >

議 長 よろしいですか。それでは、この6件について、いかがでしょうか。どうですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 よろしいですか。ありがとうございます。
この案件につきましては適正だと認め、市長に進達をお願いします。
入室してください。

< 入 室 >

議 長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議いただきます。皆さん、いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 よろしいですか。それではお諮りいたします。ただいま審議いただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、これらの案件については適正だと認め、市長に進達させていただきます。ありがとうございました。
以上で、本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。ありがとうございます。
以上で、第7回第2農地部会を終了いたします。

午後3時04分

上記は、第7回第2農地部会の議事を録したものである。

平成29年7月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____